

大阪府福祉用具専門相談員指定講習実施要領 新旧対照表

改 正 案	現 行
大阪府福祉用具専門相談員指定講習実施要領	大阪府福祉用具専門相談員指定講習実施要領
第1 要領の性格 (略)	第1 要領の性格 (略)
第2 総論	第2 総論
1 (略)	1 (略)
2 実施にあたっての基本事項	2 実施にあたっての基本事項
(1) ~ (4) (略)	(1) ~ (4) (略)
(5) (略)	(5) (略)
① (略)	① (略)
② <u>マイナンバーカード</u>	② <u>マイナンバーカード若しくは住民基本台帳カード</u>
③ (略)	③ (略)
④ <u>資格確認書</u>	④ <u>健康保険証</u>
⑤ (略)	⑤ (略)
⑥ (略)	⑥ (略)
⑦ (略)	⑦ (略)
⑧ (略)	⑧ (略)
(6) ~ (13) (略)	(6) ~ (13) (略)
3 (略)	3 (略)
4 講習科目及びその内容と評価等	4 講習科目及びその内容と評価等
(1) (略)	(1) (略)
(2) 事業者は、「福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針」(別紙2)に基づき、各科目及び <u>その内容</u> を実施するものとし、科目ごとの時間数を定めた「講習課程」(別添2-1)を届け出なければならない。	(2) 事業者は、「福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針」(別紙2)に基づき、各科目及び <u>その内容と同等以上の内容</u> を実施するものとし、科目ごとの時間数を定めた「講習課程」(別添2-1)を届け出なければならない。
(3) 演習は、 <u>「3(4) 介護技術」、「3(5) 住環境と住宅改修」、「4(1) 福祉用具の特徴」、「4(2) 福祉用具の活用」、「4(3) 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」及び「5(2) 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用」</u> に関する演習とし、具体的な演習の内容及び実技の方法等について、「演習内容届」(別添2-7)により届出ること。	(3) 演習は、 <u>「4(2) 福祉用具の活用」及び「6 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成」</u> に関する演習とし、具体的な演習の内容及び実技の方法等について、「演習内容届」(別添2-7)により届出すること。

(4) (略)

5 (略)

第3 指定の要件

要綱第5条第1項第12号の別に定める基準とは以下とする。

1～4 (略)

5 演習に使用する備品等

(1) 「3(4) 介護技術」、「4(1) 福祉用具の特徴」及び「4(2) 福祉用具の活用」の演習で使用する備品については、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年3月31日付け厚生労働省告示第93号）並びに厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年3月31日付け厚生労働省告示第94号）による種目の中から、最新の情報を踏まえて選定し、「演習内容届」（別添2-7）により届出すること。

(2) (略)

6 (略)

第4 講習の実施(要綱第3条関係)

1 講習内容等

講習内容については、創意工夫をもって講習内容の充実及び質の向上に努めることとし、第2の4(1)、(2)に定める基準及び内容に従うものであること。
なお、知識及び技術の修得についての確認は、カリキュラム中に別途位置づける必要はないが、講義等の課程の中で、この内容が担保されている必要がある。

2 (1)～(5) (略)

(6) 講習カリキュラムの実施順序

講習を行う順序は、受講者が講習内容を理解しやすいように定めることとし、福祉用具貸与計画等に関する科目（「5(2) 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用」）は、講習の最後に行うこと。

なお、「1(1) 福祉用具の役割」は最初に、「3(5) 住環境と住宅改修」は福祉用具に関する講義の後（ただし、福祉用具貸与計画等に関する講義・演習よりも前）に行うことが望ましい。

(4) (略)

5 (略)

第3 指定の要件

要綱第5条第1項第12号の別に定める基準とは以下とする。

1～4 (略)

5 演習に使用する備品等

(1) 「4(2) 福祉用具の活用」の演習で使用する備品については、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年3月31日付け厚生労働省告示第93号）並びに厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年3月31日付け厚生労働省告示第94号）による種目の中から、「演習使用物品等一覧（参考備品）（別紙4）を参考に、事業者において必要と認める品目を選定し、「演習内容届」（別添2-7）により届出すること。

(2) (略)

6 (略)

第4 講習の実施(要綱第3条関係)

1 講習内容等

講習内容については、創意工夫をもって講習内容の充実及び質の向上に努めることとし、第2の4(1)、(2)に定める基準及び内容に従うものであること。
なお、知識及び技術の修得についての確認は、カリキュラム中に別途位置づける必要はないが、講義等の課程の中で、この内容が担保されている必要がある。

2 (1)～(5) (略)

(6) 講習カリキュラムの実施順序

講習を行う順序は、受講者が講習内容を理解しやすいように定めることとし、福祉用具貸与計画等に関する科目は、講習の最後に行うこと。（「5(2) 福祉用具貸与計画等の意義と活用」、「6 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成」の順で行うこと。）

なお、「1(1) 福祉用具の役割」は最初に、「3(5) 住環境と住宅改修」は福祉用具に関する講義の後（ただし、福祉用具貸与計画等に関する講義・演習よりも前）に行うことが望ましい。

3 講義・演習

(1) 講師は、自らが担当する講義、演習の科目を行う中で、受講者が「福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針」(別紙2)に定める内容について、理解し、良好に受講しているかの確認を行い、その知識、技術の修得がなされるよう指導、助言を行うこと。特に、演習科目(「3(4) 介護技術」、「3(5) 住環境と住宅改修」、「4(1) 福祉用具の特徴」、「4(2) 福祉用具の活用」、「4(3) 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」及び「5(2) 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用」)については、当該科目を担当する講師が、演習を行う中で、各受講者が演習を行っている現場を適切な方法により確認し、不適切な場合には、必ず助言、指導を行うこと。

また、指導技術の向上を図るために、自らの能力開発に責任を持ち、必要な知識を得るなどの自己研鑽に努めること。

(2) (略)

(3) 「3(4) 介護技術」、「4(1) 福祉用具の特徴」及び「4(2) 福祉用具の活用」の演習については、第3の5に定める備品を活用し、受講者自らが実際に備品を使用して実習を行うものとし、受講者に福祉用具の選定・適合技術や福祉用具の利用方法についての必要な知識と技術を修得させるものとする。

福祉用具等の展示場を見学するだけでは、実習とは認められない。

4～5 (略)

第5 指定申請手続(要綱第6条関係)

(1)～(2) (略)

事業者指定申請手続きに必要な書類一覧

事項	提出書類	様式番号等	提出時期
事業者の指定申請	福祉用具専門相談員指定講習事業者指定申請書	様式第1号	講習開講の90日前(現に指定を受けている事業者が指定期間終了後に受けようとする場合は、指定期間の終了日の60日前)
	1～14 (略)	(略)	
	15 修了証明書の様式	別紙4	
	1～4 (略)	(略)	

3 講義・演習

(1) 講師は、自らが担当する講義、演習の科目を行う中で、受講者が「福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針」(別紙2)に定める内容について、理解し、良好に受講しているかの確認を行い、その知識、技術の修得がなされるよう指導、助言を行うこと。特に、演習科目(「4(2) 福祉用具の活用」及び「6 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成」)については、当該科目を担当する講師が、演習を行う中で、各受講者が演習を行っている現場を適切な方法により確認し、不適切な場合には、必ず助言、指導を行うこと。

また、指導技術の向上を図るために、自らの能力開発に責任を持ち、必要な知識を得るなどの自己研鑽に努めること。

(2) (略)

(3) 「4(2) 福祉用具の活用」の演習については、第3の5に定める備品を活用し、受講者自らが実際に備品を使用して実習を行うものとし、受講者に福祉用具の選定・適合技術や福祉用具の利用方法についての必要な知識と技術を修得させるものとする。

福祉用具等の展示場を見学するだけでは、実習とは認められない。

4～5 (略)

第5 指定申請手続(要綱第6条関係)

(1)～(2) (略)

事業者指定申請手続きに必要な書類一覧

事項	提出書類	様式番号等	提出時期
事業者の指定申請	福祉用具専門相談員指定講習事業者指定申請書	様式第1号	講習開講の90日前(現に指定を受けている事業者が指定期間終了後に受けようとする場合は、指定期間の終了日の60日前)
	1～14 (略)	(略)	
	15 修了証明書の様式	別紙5	
	1～4 (略)	(略)	

第6 年間事業計画の届出（要綱第8条関係）

(1)～(3) (略)

事業計画の届出事項に関する必要な書類一覧

事項	提出書類	様式番号等	提出時期
年間事業計画の届出	福祉用具専門相談員指定講習年間事業計画届出書 1～6 (略)	様式第2号 (略)	当該事業年度の講習に関して最初に開講する日の30日前

第6 年間事業計画の届出（要綱第8条関係）

(1)～(3) (略)

事業計画の届出事項に関する必要な書類一覧

事項	提出書類	様式番号等	提出時期
年間事業計画の届出	福祉用具専門相談員指定講習年間事業計画届出書 1～6 (略)	様式第2号 (略)	当該事業年度開始前の3月31日、又は当該事業年度の講習に関して最初に開講する日の30日前の日のいずれか早い日

第7 指定内容等の変更の届出（要綱第7条及び第8条関係）

(1)～(2) (略)

指定内容の変更の届出に必要な書類一覧

変更事項	提出書類	様式番号等	提出時期
事業者に関する事項	福祉用具専門相談員指定講習事業後変更届出書 1～3 (略)	様式第3号 (略)	変更後、すみやかに
	4 修了証明書の様式（変更があった場合）	別紙4	
	以下 (略)	以下 (略)	以下 (略)
講習事業に関する事項	(略)	(略)	(略)

第8 休止及び再開の届出（要綱第9条関係） (略)

第9 修了証明書等（要綱第10条関係）

1 修了証明書の交付

事業者は、第4の5によりその修了を認定した者、かつ、第2の2の(5)により本人確認を終えた者に対して、修了証明書（別紙4）を遅滞なく交付すること。

第7 指定内容等の変更の届出（要綱第7条及び第8条関係）

(1)～(2) (略)

指定内容の変更の届出に必要な書類一覧

変更事項	提出書類	様式番号等	提出時期
事業者に関する事項	福祉用具専門相談員指定講習事業後変更届出書 1～3 (略)	様式第3号 (略)	変更後、すみやかに
	4 修了証明書の様式（変更があった場合）	別紙5	
	以下 (略)	以下 (略)	以下 (略)
講習事業に関する事項	(略)	(略)	(略)

第8 休止及び再開の届出（要綱第9条関係） (略)

第9 修了証明書等（要綱第10条関係）

1 修了証明書の交付

事業者は、第4の5によりその修了を認定した者、かつ、第2の2の(5)により本人確認を終えた者に対して、修了証明書（別紙5）を遅滞なく交付すること。

2～3 (略)

第10 実績報告（要綱第11条関係）～第13 この要領の適用について (略)

附 則

この要領は、平成26年12月10日から施行するものとする。ただし、平成27年3月31日までに開講する講習については、改正前の要領を適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成28年1月15日から施行するものとする。

ただし、改正後の別紙4の規定については、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年1月15日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年6月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年12月3日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要領に基づき行われる講習であって、令和8年3月31日までに終了する講習については、改正前の要領を適用することができる。

2～3 (略)

第10 実績報告（要綱第11条関係）～第13 この要領の適用について (略)

附 則

この要領は、平成26年12月10日から施行するものとする。ただし、平成27年3月31日までに開講する講習については、改正前の要領を適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成28年1月15日から施行するものとする。

ただし、改正後の別紙4の規定については、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年1月15日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年6月29日から施行する。

改 正 案

別紙1

○介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容

区分	科 目	時間数
講義	一 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
	(1) 福祉用具の役割	1
	(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
	二 介護保険制度等に関する基礎知識	
	(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	2
	(2) 介護サービスにおける視点	2
	三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
	(1) からだとこころの理解	6.5
	(2) リハビリテーション	2
	(3) 高齢者の日常生活の理解	2
演習を含む講義	(4) 介護技術	4
	(5) 住環境と住宅改修	2
	四 個別の福祉用具に関する知識・技術	
	(1) 福祉用具の特徴	8
	(2) 福祉用具の活用	8
講義	(3) 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	1.5
	五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習	
	(1) 福祉用具の供給とサービスの仕組み	3
演習を含む講義	(2) 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	10
	削る	
削る		

(注)上記とは別に、筆記の方法による修了評価（1時間程度）を実施すること。

現 行

別紙1

○介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容

区分	科 目	時間数
講義	一 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
	(1) 福祉用具の役割	1
	(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
	二 介護保険制度等に関する基礎知識	
	(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	2
	(2) 介護サービスにおける視点	2
	三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
	(1) からだとこころの理解	6
	(2) リハビリテーション	2
	(3) 高齢者の日常生活の理解	2
演習	(4) 介護技術	4
	(5) 住環境と住宅改修	2
	四 個別の福祉用具に関する知識・技術	
	(1) 福祉用具の特徴	8
	(2) 福祉用具の活用	8
講義	新設	
	五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	
	(1) 福祉用具の供給の仕組み	2
	(2) 福祉用具貸与計画等の意義と活用	5
	六 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	
演習	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	5

(注)上記とは別に、筆記の方法による修了評価（1時間程度）を実施すること

別紙2

福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針

科目	目的	到達目標	内容
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割			
講義 福祉用具の役割 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の定義と、高齢者等の暮らしを支える上で果たす役割を理解する。 ・福祉用具の種類を概説できる。 ・高齢者等の暮らしを支える上で福祉用具の果たす役割をイメージできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の定義について、<u>介護予防</u>と自立支援の考え方を踏まえて概説できる。 ・福祉用具の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の日常生活動作（ADL）等の改善 ・<u>介護予防</u> ・<u>自立支援</u> ・介護負担の軽減 ・福祉用具の利用場面 <p>※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具の定義と種類 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類 ※<u>福祉用具の対象種目にについて、最新の情報を踏まえた講義内容とする。</u> ○福祉用具の役割
講義 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を理解し、<u>高齢者等を支援する専門職であることを認識する。</u> ・介護保険制度の扱い手として職業倫理の重要性を理解し、<u>サービス事業者としての社会的責任について</u>留意点を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を列挙できる。 ・福祉用具による支援（利用目標や選定の援助、<u>福祉用具貸与計画書等の作成</u>、使用方法の指導、機能等の点検等） ○<u>福祉用具専門相談員の職業倫理と介護サービス事業者としての責務</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>指定標準（人員基準・設備基準・運営基準）</u> ・<u>介護サービス事業者としての社会的責任（法令順守、組織的なサービス提供体制の確保と業務微細計画等）</u> ・<u>地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ</u> ・福祉用具専門相談員の倫理（法令順守、守秘義務、<u>説明責任</u>、利用者本位、専門性の向上、<u>社会貢献</u>等） ・<u>自己研鑽の努力義務（必要な知識及び技能の獲得、維持及び向上）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割 ○<u>福祉用具専門相談員の仕事内容</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>福祉用具による支援（利用目標や選定の援助、使用方法の指導、機能等の点検等）</u> ○<u>介護保険制度の扱い手として職業倫理の重要性を理解し、<u>仕事をする上での留意点を列挙する。</u></u>
2 介護保険制度等に関する基礎知識			
講義 介護保険制度等の考え方と仕組み (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを理解する。 ・地域包括ケアに係る関連施策についての理解し、福祉用具専門相談員はその扱い手の一員であることを自覚する。 ・地域包括ケアの理念を概説できる。 ・地域包括ケアの構成要素と、支える主体を列挙できる。 ・地域包括ケア会議の役割・機能を概説できる ・地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度等の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種類・内容を列挙できる。 ○<u>介護保険制度等の目的と仕組み</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>介護保険法の理念（尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等）</u> ・<u>介護保険制度の仕組み（要介護認定、サービス提供、費用負担等）</u> ・<u>介護サービスの種類と内容</u>※<u>最新の情報を踏まえたものとする。</u> ・<u>介護サービスのテクノロジー活用推進の動向（科学的介護情報システム等）</u> ・<u>高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度（障害者総合支援法等）</u>の概要 ○<u>地域包括ケアの考え方</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域包括ケアの理念（住み慣れた地域での生活の維持、包括的な支援等）</u> ・<u>構成要素（医療・介護・予防・住まい・生活支援）と多様な支え方（自助・互助・共助・公助）</u> ・<u>地域ケア会議の役割・機能</u> ・<u>医療・介護にかかる各専門職の役割</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>介護保険制度等の目的と仕組み</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>介護保険法の理念（尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等）</u> ・<u>介護保険制度の仕組み（要介護認定、サービス提供、費用負担等）</u> ・<u>介護サービスの種類と内容</u> ・<u>高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度（障害者総合支援法等）</u>の概要
講義 介護サービスにおける視点 (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスを提供するに当たって基本となる視点を<u>修得する。</u> ・ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具の位置付けや多職種連携の重要性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人権と尊厳を保持した関わりを<u>身に付けて踏ますべき点</u>を列挙できる。 ・<u>プライバシー保護、ノーマライゼーション、クオリティオブライフ（QOL）</u> ・<u>虐待防止（早期発見の努力義務、発見から通報までの流れ）</u> ・<u>身体拘束禁止と緊急やむを得ない場合の対応</u> ○<u>ケアマネジメントの考え方</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ケアマネジメントの意義・目的（人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己表現）</u> ・<u>ケアマネジメントの手順（アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議・説明と同意及びモニタリング）</u> ・<u>居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性</u> ・<u>介護予防の目的と視点</u> ・<u>国際生活機能分類（ICF）の考え方</u> ・<u>多職種連携の目的と方法（介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議、<u>退院退所前カンファレンス等における医療・介護職からの情報収集</u>等の連携の具体例）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>人権と尊厳の保持</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>プライバシー保護、身体拘束禁止、虐待防止、ノーマライゼーション、エシカルメント、クオリティオブライフ（QOL）</u> ・<u>ケアマネジメントの考え方</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。</u> ・<u>居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。</u> ・<u>国際生活機能分類（ICF）の考え方を概説できる。</u>

別紙2

福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針

科目	目的	到達目標	内容
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割			
講義 福祉用具の役割 (1時間)		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の定義について、<u>介護予防</u>と自立支援の考え方を踏まえて概説できる。 ・福祉用具の種類を概説できる。 ・高齢者等の暮らしを支える上で福祉用具の果たす役割をイメージできる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具の定義と種類 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類 ※<u>福祉用具の対象種目にについて、最新の情報を踏まえた講義内容とする。</u> ○福祉用具の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の日常生活動作（ADL）等の改善 ・<u>介護予防</u> ・<u>自立支援</u> ・介護負担の軽減 ・福祉用具の利用場面 <p>※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。</p>
講義 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 (1時間)		<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を列挙できる。 ・介護保険制度の扱い手として職業倫理の重要性を理解し、<u>サービス事業者としての社会的責任について</u>留意点を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割 ○<u>福祉用具専門相談員の仕事内容</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>福祉用具による支援（利用目標や選定の援助、使用方法の指導、機能等の点検等）</u> ○<u>介護保険制度の扱い手として職業倫理の重要性を理解し、<u>仕事をする上での留意点を列挙する。</u></u>
2 介護保険制度等に関する基礎知識			
講義 介護保険制度等の考え方と仕組み (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを理解する。 ・地域包括ケアに係る関連施策についての理解し、福祉用具専門相談員はその扱い手の一員であることを自覚する。 ・地域包括ケアの理念を概説できる。 ・地域包括ケアの構成要素と、支える主体を列挙できる。 ・地域包括ケア会議の役割・機能を概説できる ・地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度等の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種類・内容を列挙できる。 ○<u>介護保険制度等の目的と仕組み</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>介護保険法の理念（尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等）</u> ・<u>介護保険制度の仕組み（要介護認定、サービス提供、費用負担等）</u> ・<u>介護サービスの種類と内容</u>※<u>最新の情報を踏まえたものとする。</u> ・<u>介護サービスのテクノロジー活用推進の動向（科学的介護情報システム等）</u> ・<u>高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度（障害者総合支援法等）</u>の概要 ○<u>地域包括ケアの考え方</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域包括ケアの理念（住み慣れた地域での生活の維持、包括的な支援等）</u> ・<u>構成要素（医療・介護・予防・住まい・生活支援）と多様な支え方（自助・互助・共助・公助）</u> ・<u>地域ケア会議の役割・機能</u> ・<u>医療・介護にかかる各専門職の役割</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>介護保険制度等の目的と仕組み</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>介護保険法の理念（尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等）</u> ・<u>介護保険制度の仕組み（要介護認定、サービス提供、費用負担等）</u> ・<u>介護サービスの種類と内容</u> ・<u>高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度（障害者総合支援法等）</u>の概要
講義 介護サービスにおける視点 (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービスを提供するに当たって基本となる視点を<u>修得する。</u> ・ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具の位置付けや多職種連携の重要性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の人権と尊厳を保持した関わりを<u>身に付けて踏ますべき点</u>を列挙できる。 ・<u>プライバシー保護、ノーマライゼーション、クオリティオブライフ（QOL）</u> ・<u>虐待防止（早期発見の努力義務、発見から通報までの流れ）</u> ・<u>身体拘束禁止と緊急やむを得ない場合の対応</u> ○<u>ケアマネジメントの考え方</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ケアマネジメントの意義・目的（人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己表現）</u> ・<u>ケアマネジメントの手順（アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議・説明と同意及びモニタリング）</u> ・<u>居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性</u> ・<u>介護予防の目的と視点</u> ・<u>国際生活機能分類（ICF）の考え方</u> ・<u>多職種連携の目的と方法（介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議、<u>退院退所前カンファレンス等における医療・介護職からの情報収集</u>等の連携の具体例）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>人権と尊厳の保持</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>プライバシー保護、身体拘束禁止、虐待防止、ノーマライゼーション、エシカルメント、クオリティオブライフ（QOL）</u> ・<u>ケアマネジメントの考え方</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。</u> ・<u>居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。</u> ・<u>国際生活機能分類（ICF）の考え方を概説できる。</u>

3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識			
<p>講義</p> <p>からだとこころの理解 (8.5時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。 ・認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。 ・感染症に関する基本的な知識を踏まえ、必要な対策と必要な対応を理解する。 ・高齢に伴う心身機能の変化の特徴を列挙できる。 ・高齢者に多い疾病の種類と症状を列挙できる。 ・認知症の症状と心理・行動の特徴を理解し、認知症ケアの理解に必要な基礎的事項を概説できる。 ・介護保険に定める特定疾病 ○認知症の人の理解と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人を取り巻く状況 ・認知症ケアの基礎となる理念や考え方 ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応 ○感染症と対策 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の種類、原因と経路 ・基本的な感染症対策と罹患した際の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○加齢に伴う心身機能の変化の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の変化の特徴（筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群等） ・フレイルと健康寿命 ・心理機能の変化の特徴（喪失体験、環境への不適応等） ・介護保険に定める特定疾病 ○認知症の人の理解と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人を取り巻く状況 ・認知症ケアの基礎となる理念や考え方 ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応 ○感染症と対策 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の種類、原因と経路 ・基本的な感染症対策と罹患した際の対応 	
<p>講義</p> <p>リハビリテーション (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職との連携におけるポイントを列挙できる。 	
<p>講義</p> <p>高齢者の日常生活の理解 (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の日常生活の個別性や家族との関係など、生活全般を捉える視点を修得する。 ・基本生活動作や日常生活動作（ADL）・手段的日常生活動作（IADL）の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。 ・日常生活には個別性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。 ・基本的動作や日常生活動作（ADL）・手段的日常生活動作（IADL）の種類と内容を列挙できる。 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を理解できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活について <ul style="list-style-type: none"> ・生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等 ○基本的動作や日常生活動作（ADL）の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的動作の種類と内容（寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等） ・日常生活動作（ADL）、手段的日常生活動作（IADL）の種類と内容 ○自宅や地域での日常生活を通じた介護予防 	
<p>講義・演習</p> <p>介護技術 (4時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合に当たって着目すべき動作のポイントを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作（ADL）に関する介護の意味と手順について列挙できる。 ・介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。 	
<p>講義・演習</p> <p>住環境と住宅改修 (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいにおける課題や住環境の整備の考え方を理解する。 ・介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいの課題を列挙できる。 ・住環境の整備のポイントを列挙できる。 ・介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを概説できる。 	
4 個別の福祉用具に関する知識・技術			
<p>講義・演習</p> <p>福祉用具の特徴 (8時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。 ・基本的動作や日常生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。 ・福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。 ・基本的動作と日常生活場面に応じた福祉用具の特徴を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉用具の種類、機能及び構造 ※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加専用具及びテクノロジーを活用した機能を有する福祉用具等、最新の情報を持まえた講義内容とする。 ○基本的動作と日常生活場面に応じた福祉用具の特徴 	
<p>講義・演習</p> <p>福祉用具の活用 (8時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の基本的な選定・適合技術を修得する。 ・高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を修得する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉用具の選定・適合を行うことができる。 ・高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を概説できる。 	
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識			
<p>講義</p> <p>からだとこころの理解 (6時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。 ・認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。 ・感染症に関する基本的な知識を踏まえ、必要な対策と必要な対応を理解する。 ・高齢に伴う心身機能の変化の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の変化の特徴（筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群等） ・フレイルと健康寿命 ・心理機能の変化の特徴（喪失体験、環境への不適応等） ・介護保険に定める特定疾病 ○認知症の人の理解と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人を取り巻く状況 ・認知症ケアの基礎となる理念や考え方 ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応 ○感染症と対策 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の種類、原因と経路 ・基本的な感染症対策と罹患した際の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。 ・高齢者に多い疾病の種類と症状を列挙できる。 ・認知症の症状と心理・行動の特徴を理解し、それを踏まえた関わり方を列挙できる。 ・新設 	
<p>講義</p> <p>リハビリテーション (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職との連携におけるポイントを列挙できる。 	
<p>講義</p> <p>高齢者の日常生活の理解 (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の日常生活の個別性や家族との関係など、生活全般を捉える視点を修得する。 ・基本生活動作や日常生活動作（ADL）・手段的日常生活動作（IADL）の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。 ・日常生活には個別性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。 ・基本的動作や日常生活動作（ADL）・手段的日常生活動作（IADL）の種類と内容を列挙できる。 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を理解できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活について <ul style="list-style-type: none"> ・生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等 ○基本的動作や日常生活動作（ADL）の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的動作の種類と内容（寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等） ・日常生活動作（ADL）、手段的日常生活動作（IADL）の種類と内容 ○自宅や地域での日常生活を通じた介護予防 	
<p>講義・演習</p> <p>介護技術 (4時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合に当たって着目すべき動作のポイントを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作（ADL）に関する介護の意味と手順について列挙できる。 ・介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。 	
<p>講義・演習</p> <p>住環境と住宅改修 (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいにおける課題や住環境の整備の考え方を理解する。 ・介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいの課題を列挙できる。 ・住環境の整備のポイントを列挙できる。 ・介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを概説できる。 	
4 個別の福祉用具に関する知識・技術			
<p>講義・演習</p> <p>福祉用具の特徴 (8時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。 ・基本的動作や日常生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。 ・福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。 ・基本的動作と日常生活場面に応じた福祉用具の特徴を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の種類、機能及び構造 ※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加専用具及びテクノロジーを活用した機能を有する福祉用具等、最新の情報を持まえた講義内容とする。 ○基本的動作と日常生活場面に応じた福祉用具の特徴 	
<p>講義・演習</p> <p>福祉用具の活用 (8時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の基本的な選定・適合技術を修得する。 ・高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を修得する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉用具の選定・適合を行うことができる。 ・高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を概説できる。 	
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識			
<p>講義</p> <p>からだとこころの理解 (6時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。 ・認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。 ・感染症に関する基本的な知識を踏まえ、必要な対策と必要な対応を理解する。 ・高齢に伴う心身機能の変化の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の変化の特徴（筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群等） ・フレイルと健康寿命 ・心理機能の変化の特徴（喪失体験、環境への不適応等） ・介護保険に定める特定疾病 ○認知症の人の理解と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人を取り巻く状況 ・認知症ケアの基礎となる理念や考え方 ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応 ○感染症と対策 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の種類、原因と経路 ・基本的な感染症対策と罹患した際の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。 ・高齢者に多い疾病の種類と症状を列挙できる。 ・認知症の症状と心理・行動の特徴を理解し、それを踏まえた関わり方を列挙できる。 ・新設 	
<p>講義</p> <p>リハビリテーション (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職の役割 	
<p>講義</p> <p>高齢者の日常生活の理解 (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の日常生活の個別性や家族との関係など、生活全般を捉える視点を修得する。 ・基本生活動作や日常生活動作（ADL）・手段的日常生活動作（IADL）の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。 ・日常生活には個別性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。 ・基本的動作や日常生活動作（ADL）・手段的日常生活動作（IADL）の種類と内容を列挙できる。 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を理解できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活について <ul style="list-style-type: none"> ・生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等 ○基本的動作や日常生活動作（ADL）の考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的動作の種類と内容（寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等） ・日常生活動作（ADL）、手段的日常生活動作（IADL）の種類と内容 ○自宅や地域での日常生活を通じた介護予防 	
<p>講義・演習</p> <p>介護技術 (4時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合に当たって着目すべき動作のポイントを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作（ADL）に関する介護の意味と手順について列挙できる。 ・介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。 	
<p>講義・演習</p> <p>住環境と住宅改修 (2時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいにおける課題や住環境の整備の考え方を理解する。 ・介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の住まいの課題を列挙できる。 ・住環境の整備のポイントを列挙できる。 ・介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。 	
4 個別の福祉用具に関する知識・技術			
<p>講義</p> <p>福祉用具の特徴 (8時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。 ・基本的動作や日常生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。 ・福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。 ・基本的動作と日常生活場面に応じた福祉用具の特徴を列挙できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の種類、機能及び構造 ※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加専用具及びテクノロジーを活用した機能を有する福祉用具等、最新の情報を持まえた講義内容とする。 ○基本的動作と日常生活場面に応じた福祉用具の特徴 	
<p>講義・演習</p> <p>福祉用具の活用 (8時間)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具の基本的な選定・適合技術を修得する。 ・高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を修得する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各福祉用具の選定・適合を行うことができる。 ・高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を概説できる。 	

講義・演習	福祉用具の安全利用とリスクマネジメント(1.5時間)	<p>・福祉用具を安全に利用する上で必要となるリスクマネジメントの重要性を理解する。</p> <p>・福祉用具事故・ヒヤリハットに関する情報収集の方法や事故報告の流れを理解する。</p>	<p>○福祉用具利用安全に関する情報収集の重要性と具体的方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活用具の取組や事故発生時の対応について概説できる。 <p>○福祉用具事業者の事故報告義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故報告の仕組みと事故報告の様式 ・事故要因分析と再発防止策 <p>○危険予知とリスクマネジメントの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具を安全に利用する上の留意点(誤った使用方法、典型的な事故や重大事故) ・様々な福祉用具を組み合わせて活用している等、実際の介護場面に潜む危険の予測 	(新設)	(新設)	(新設)
				(新設)		
講義	福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習(3時間)	<p>・福祉用具の供給やサービスの流れと各段階の内容を列挙できる。</p> <p>・介護保険制度における福祉用具サービス提供時の留意点を概説できる。</p> <p>・清潔かつ安全で正常な福祉用具を提供する意義と整備方法を理解する。</p>	<p>○福祉用具の供給やサービスの流れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(削除) <p>・介護保険法における福祉用具サービスの内容(貸与・特定福祉用具販売)</p> <p>○福祉用具サービス提供時の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能や価格帯の異なる複数商品の提示、選定の判断基準、要支援・要介護1者の者等への給付制限と例外給付の対応、貸与・販売の選択割り対象種目への対応 ・介護施設・高齢者住宅の区分・種類に応じた福祉用具サービス提供の可否 ・介護保険制度における福祉用具サービスと補助具・日常生活用具給付制度との適応関係等 <p>○福祉用具の整備方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清潔かつ安全で常なる機能を有する福祉用具提供のための消毒、保守点検等の方法と留意点 	(新設)	(新設)	(新設)
	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを理解する。	<p>・福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けについて概説できる。</p> <p>・福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容を概説できる。</p> <p>・福祉用具貸与計画等の作成と活用における主要なポイントを列挙できる。</p> <p>・利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。</p> <p>・モニタリングの意義や方法を理解する。</p> <p>・福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性について概説できる。</p> <p>・福祉用具貸与計画等の作成・活用方法について、福祉用具による支援の手順に沿って列挙できる。</p> <p>・個別の状態像や課題に応じた福祉用具による支援の実践に向けて、多職種連携の重要性を理解し、福祉用具専門相談員としての目標や自己研鑽の継続課題を列挙できる。</p> <p>・多職種連携において福祉用具専門相談員が果たす役割を理解するとともに、継続して学習し研鑽することの重要性を認識する。</p>	<p>○福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(削除) <p>・アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成・交付、適合・使用方法の説明、モニタリングと記録の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(削除) <p>○福祉用具貸与計画等の意義と目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録の意義・目的(サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント) <p>○福祉用具貸与計画等の記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由、モニタリング実施時期、その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項等) <p>○福祉用具貸与計画等の活用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者・家族や多職種との情報共有とチームアプローチ <p>○モニタリングの意義と方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの意義・目的 ・モニタリング時における確認事項(福祉用具の利用状況や安全性の確認、目標達成度の評価、貸与継続の必要性、計画変更等) <p>○状態像に応じた福祉用具の利用事例(福祉用具の組み合せや利用上の留意点、見直しの順度、医療・介護・地域資源との連携方法等)</p> <p>○事例による総合演習</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成とモニタリングの演習 ・利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等のわかりやすい説明及びモニタリングに関するロールプレイング <p>※事例は、臓器中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種からの情報収集等による連携の重要性に対する理解が深まるものが望ましい。</p> <p>※講習の締め括りとしての講義・演習であることから、全体内容の振り返りとともに継続的に研鑽することの必要性を理解できることが望ましい。</p>	(新設)	(新設)	(新設)
講義・演習	福祉用具の仕組み(2時間)	<p>・福祉用具の供給の流れや整備方法を理解する。</p>	<p>・福祉用具の供給の流れと各段階の内容を列挙できる。</p> <p>・(新設)</p>	(新設)	(新設)	(新設)
	福祉用具貸与計画等の意義と活用(5時間)	<p>・福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを理解する。</p> <p>・福祉用具貸与計画等の作成・活用方法を理解する。</p> <p>・利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。</p> <p>・モニタリングの意義や方法を理解する。</p>	<p>・福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(削除) <p>・アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成・適合・使用方法の説明、モニタリング等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(新設) <p>・状態像に応じた福祉用具の利用事例(福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの順度、医療・介護・地域資源との連携方法等)</p> <p>○福祉用具貸与計画等の意義と目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録の意義・目的(サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント) <p>○福祉用具貸与計画等の記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由、モニタリング実施時期、その他関係者間で共有すべき情報 <p>○福祉用具貸与計画等の活用方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者・家族や多職種との情報共有とチームアプローチ <p>○モニタリングの意義と方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングの意義・目的 ・モニタリング時における目標達成度の評価・計画変更 	(新設)	(新設)	(新設)

<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
-------------	-------------	-------------	-------------

6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習		
<p>福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成</p> <p>(5時間)</p>	<ul style="list-style-type: none">・事例を通じて、福祉用具による支援の手順の具体的イメージを得るとともに、福祉用具貸与計画等の基本的な作成・活用技術を修得する。	<ul style="list-style-type: none">・福祉用具貸与計画等の作成・活用における一連の手順を列挙できる。・福祉用具貸与計画等の作成における主要なポイントを列挙できる。

別紙3

講師要件表

科 目	講 師 の 要 件
一 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
(1) 福祉用具の役割	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具専門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者 (以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。) ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。) ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	
二 介護保険制度等に関する基礎知識	
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士
(2) 介護サービスにおける視点	⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧介護支援専門員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
(1) からだとこころの理解	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精神保健福祉士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

別紙3

講師要件表

科 目	講 師 の 要 件
一 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
(1) 福祉用具の役割	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具専門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者 (以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。) ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。) ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	
二 介護保険制度等に関する基礎知識	
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧介護支援専門員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 介護サービスにおける視点	
三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
(1) からだとこころの理解	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精神保健福祉士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

<p>(2) リハビリテーション</p>	<p>①医師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤大学院等教員 ⑥前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>	<p>(2) リハビリテーション</p>	<p>①医師 ②理学療法士 ③作業療法士 ④大学院等教員 ⑤前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>
<p>(3) 高齢者の日常生活の理解</p>	<p>①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員（以下「介護機器相談指導員」という。） ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>	<p>(3) 高齢者の日常生活の理解</p>	<p>①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員（以下「介護機器相談指導員」という。） ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>
<p>(4) 介護技術</p>	<p>①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤福祉用具プランナー研修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>	<p>(4) 介護技術</p>	<p>①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤福祉用具プランナー研修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>
<p>(5) 住環境と住宅改修</p>	<p>①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤福祉用具プランナー研修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>	<p>(5) 住環境と住宅改修</p>	<p>①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤福祉用具プランナー研修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>
<p>四 個別の福祉用具に関する知識・技術</p>			
<p>(1) 福祉用具の特徴</p>	<p>①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧介護機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>	<p>(1) 福祉用具の特徴</p>	<p>①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧介護機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>
<p>(2) 福祉用具の活用</p>	<p>①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉用具プランナー研修修了者 ⑤介護機器相談指導員 ⑥大学院等教員 ⑦前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>	<p>(2) 福祉用具の活用</p>	<p>①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉用具プランナー研修修了者 ⑤介護機器相談指導員 ⑥大学院等教員 ⑦前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>
<p>(3) 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント</p>	<p>①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉用具プランナー研修修了者 ⑤介護機器相談指導員 ⑥大学院等教員 ⑦前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識及び支援に関する総合演習	
(1) 福祉用具 <u>の供給とサービス</u> の仕組み	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画の作成と活用	
(削る)	
	(削る)
	(削る)

五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	
(1) 福祉用具 <u>供給</u> の仕組み	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 福祉用具 <u>貸与計画</u> 等の意義と活用	
六 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	
	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

※ 講師（医師を除く）は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること。

※ 講師（医師を除く）は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること。

演習使用物品等一覧（参考備品）

「4(2) 福祉用具の活用」において使用する備品等

下記の備品等一覧については、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」及び「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」の中から、福祉用具の選定・適合技術及び高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法についての演習において使用するための備品を選定する際に、参考とするために例示したものである。

演習にあたっては、この品目以外にも、適切な用具を選定し、使用することは差し支えないものとする。

種 別		参 考 備 品
A	排泄関連用具	ポータブルトイレ、補高便座、昇降便座、トイレ用手すり、自動排泄処理装置 等
B	入浴関連用具	簡易浴槽、入浴用いす（シャワーチェア、シャワーキャリー等）、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台（バスボード等）、浴室内すのこ、浴槽内すのこ 等
C	移動関連用具	車いす、歩行補助つえ（松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ、多点杖）、歩行器（歩行車） 等
D	移乗関連用具	移動用リフト（床走行式・固定式・据置式リフト、段差解消機、起立補助機能付き椅子）、スライディングマット、スライディングボード、介助用ベルト 等
E	起居関連用具	特殊寝台（ベッド）、特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、ベッド用手すり、スライディングボード、スライディングマット、介助用ベルト等）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり等

※備品については、受講者が適切に実習を行うことができるだけの台数を確保すること。
(概ね受講者7~8名に1台準備することが望ましい。)

(削る)

(参考資料)

1. 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の福祉用具の種目

福祉用具の種目 (※1)	1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目 (※2)
<p>1 車いす</p> <p>自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。</p>	<p>(1) 車いす</p> <p>貸与告示第1項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>① <u>自走用標準型車いす</u></p> <p>日本産業規格 (JIS) T 9201:2006 のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。</p> <p>また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。</p> <p>② <u>普通型電動車いす</u></p> <p>日本産業規格 (JIS) T 9203:2010 のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。</p> <p>なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあっては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。</p> <p>③ <u>介助用標準型車いす</u></p> <p>日本産業規格 (JIS) T 9201:2006 のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。</p> <p>また、日本産業規格 (JIS) T 9203:2010 のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスターのものを含む。）をいう。</p>
<p>2 車いす付属品</p> <p>クッション、電動補助装置等であって、車いすと一緒に使用されるものに限る。</p>	<p>(2) 車いす付属品</p> <p>貸与告示第2項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。</p> <p>なお、同項にいう「一体化的に貸与されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。</p> <p>① <u>クッション又はパッド</u></p> <p>車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。</p> <p>② <u>電動補助装置</u></p> <p>自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動</p>

		<p>装置であって、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。</p> <p>③ テーブル 車いすに装着して使用することが可能なものに限る。</p> <p>④ ブレーキ 車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。</p>
	<p>3 特殊寝台</p> <p>サイドレールが取り付けてあるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの</p> <p>一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能</p> <p>二 床板の高さが無段階に調整できる機能</p>	<p>(3) 特殊寝台</p> <p>貸与告示第3項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。</p>
	<p>4 特殊寝台付属品</p> <p>マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。</p>	<p>(4) 特殊寝台付属品</p> <p>貸与告示第4項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。</p> <p>なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。</p> <p>① サイドレール 特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。</p> <p>② マットレス 特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。</p> <p>③ ベッド用手すり 特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。</p> <p>④ テーブル 特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。</p> <p>⑤ スライディングボード・スライディングマット 滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。</p> <p>⑥ 介助用ベルト 居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用する</p>

		<p>ものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。</p> <p>ただし、購入告示第3項第7号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。</p>
5 床ずれ防止用具	(5) 床ずれ防止用具	<p>次のいづれかに該当するものに限る。</p> <p>一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット</p> <p>二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット</p> <p>貸与告示第5項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいづれかに該当するものをいう。</p> <p>① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。</p> <p>② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。</p>
6 体位変換器	(6) 体位変換器	<p>空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。</p> <p>貸与告示第6項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。</p> <p>ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。</p>
7 手すり	(7) 手すり	<p>取付けに際し工事を伴わないものに限る。</p> <p>貸与告示第7項に掲げる「手すり」とは、次のいづれかに該当するものに限られる。</p> <p>なお、上記「特殊寝台付属品」の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事（ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。）を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。</p> <p>① 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。</p> <p>② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。</p>
8 スロープ	(8) スロープ	<p>段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。</p> <p>貸与告示第8項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。</p> <p>なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。</p>

<p>9 歩行器</p> <p>歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの</p> <p>二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの</p>	<p>(9) 歩行器</p> <p>貸与告示第9項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状況等により異なるものでありその長さは問わない。</p> <p>なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能(自動制御等の機能)が付加されたものであつて、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。</p>
<p>10 歩行補助つえ</p> <p>松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。</p>	<p>(10) 歩行補助つえ</p> <p>松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。</p>
<p>11 認知症老人徘徊感知機器</p> <p>介護保険法第五条の二第一項に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの</p>	<p>(11) 認知症老人徘徊感知機器</p> <p>貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。</p>
<p>12 移動用リフト(つり具の部分を除く。)</p> <p>床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであつて、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)</p>	<p>(12) 移動用リフト(つり具の部分を除く。)</p> <p>貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり(つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。</p> <p>① 床走行式</p> <p>つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスター等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。</p> <p>② 固定式</p> <p>居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。</p> <p>③ 据置式</p> <p>床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は人を持ち上げ、移動させるもの</p>

	(エレベーター及び階段昇降機は除く。)。
1.3 自動排泄処理装置 <u>尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）</u>	(13) 自動排泄処理装置 <u>貸与告示第13項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。</u> <u>交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。）及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。</u>

2 特定福祉用具販売の特定福祉用具の種目及び特定介護予防福祉用具販売の特定介護予防福祉用具の種目

福祉用具の種目（※3）	2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（※4）
1 腰掛便座 <u>次のいずれかに該当するものに限る。</u> <u>一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。</u> <u>二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。</u> <u>三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。</u> <u>四 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。</u>	(1) 腰掛便座 <u>次のいずれかに該当するものに限る。</u> <u>① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）。</u> <u>② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。</u> <u>③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。</u> <u>④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。</u> <u>但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。</u>

	<p>2 自動排泄処理装置の交換可能部品</p> <p>自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。</p> <p>専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。</p>
<p>3 排泄予測支援機器</p> <p>膀胱内の状態を感じし、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの</p>	<p>(2) 排泄予測支援機器</p> <p>購入告示第3項に規定する「排泄予測支援機器」は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感じし、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装置の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。</p>
<p>4 入浴補助用具</p> <p>座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>一 入浴用椅子</p> <p>二 浴槽用手すり</p> <p>三 浴槽内椅子</p> <p>四 入浴台</p> <p>浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの</p> <p>五 浴室内すのこ</p> <p>六 浴槽内すのこ</p> <p>七 入浴用介助ベルト</p>	<p>(3) 入浴補助用具</p> <p>購入告示第4項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。</p> <p>① 入浴用いす</p> <p>座面の高さが概ね 35 センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。</p> <p>② 浴槽用手すり</p> <p>浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。</p> <p>③ 浴槽内すのこ</p> <p>浴槽内に極いて利用することができるものに限る。</p> <p>④ 入浴台</p> <p>浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。</p> <p>⑤ 浴室内すのこ</p> <p>浴室に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。</p> <p>⑥ 浴槽内すのこ</p> <p>浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。</p> <p>⑦ 入浴用介助ベルト</p> <p>居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。</p>
<p>5 簡易浴槽</p> <p>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの</p>	<p>(5) 簡易浴槽</p> <p>購入告示第5項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けこと等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。</p>
<p>6 移動用リフトのつり具の部分</p>	<p>(6) 移動用リフトの釣り具の部分</p> <p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。</p>

※1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

〔平成11年3月31日 厚生省第93号 (最終改正:平成30年3月30日 厚生労働省告示第180号)〕

※2 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

〔平成12年1月31日 老企第34号 (最終改正:令和4年3月31日 老高発0331第2号)〕

「第1 福祉用具 1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」

※3 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

〔平成11年3月31日 厚生省第94号 (最終改正:令和4年3月23日 厚生労働省告示第80号)〕

※4 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

〔平成12年1月31日 老企第34号 (最終改正:令和4年3月31日 老高発0331第2号)〕

「第1 福祉用具 2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」

別紙4

○証明書の様式 (略)

別紙5

○証明書の様式 (略)